

令和 3 年 8 月 27 日

MOMO 利用の皆さん

岡山県緊急事態宣言の発令を受けてのお願い

岡山県に新型コロナウイルス感染症対策として「緊急事態宣言」が発令されました。

あすなろ福社会の中でも活動について一部自粛し、感染対策しながら活動を継続していくことを決定しています。皆さんで感染対策を行いながら安全に活動を行うことが出来るように、ご協力をお願いします。期間は、緊急事態宣言要請期間の9月12日とします。必要に応じて変更をおこないますので、その際には皆さんにお伝えをしていきます。

①事業所の利用は、午前、午後のどちらかの時間帯のみとします。

一日の利用について自粛をお願いします。ただし、畑の活動は屋外、少人数のため一日利用は可能としますが、感染対策をきちんと行ってください。

②原則登録事業所のみ利用をお願いします。

利用される方の把握を行うために、登録事業所のみ利用をお願いします。複数事業所の利用を希望される方はスタッフと利用について相談をお願いします。

③スポーツ活動は自粛します。

④利用時間限定のご協力をお願いします。

利用可能時間を、午前、午後作業開始 30 分前、作業終了後 15 分とさせていただきます。利用時間を区切らせて頂き、換気・消毒を十分に行います。また、休憩室などで食事を摂る際は黙食をお願いします。

⑤緊急事態宣言や蔓延防止措置が出されている地域への往来はお控えください。

不要不急の外出・移動の自粛をお願いします。緊急事態宣言や蔓延防止措置が出されている地域への往来をした場合、2 週間の自宅待機期間を設け、事業所利用をお控えください。

感染を拡散させない取り組みが求められています。MOMOの皆さんも日常的な感染予防をお願いします。